

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1-1	

2. 指名停止措置期間 令和7年8月28日 ~ 令和7年11月27日 (3箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

新明和工業(株)は、機械式駐車装置の設置工事に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第5号に該当する。
なお、同社は、課徴金減免制度の適用を受けていることから、指名停止等規程第4条第3項を適用して、指名停止期間を2分の1としている。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程>

措置要件	期間
<p><別表第2> (独占禁止法違反行為) 5 前項に掲げる場合のほか、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>第4条第3項 (指名停止期間の特例) 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。</p>	当該認定をした日から6箇月以上18箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)